

水俣病総合対策関係経費等（「環境首都水俣」創造事業含む）

14,900百万円（14,874百万円）

環境保健部企画課

企画課特殊疾病対策室

水俣病発生地域環境福祉推進室

## 1. 事業の必要性・概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- ① 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ② 水俣病被害者等手当支給等事業
- ③ 健康管理事業

### （2）医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- ④ 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- ⑤ 環境と経済が一体となった新しい地域づくり推進事業等（「環境首都水俣」創造事業）

### （3）その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業
- ・チッソ(株)に対する支援措置

## 3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

# 水俣病総合対策関係経費等(「環境首都水俣」創造事業含む)

## 特別措置法の概要

### 1. 救済及び解決の原則

- ①認定患者に対する確実な補償
- ②救済を受けるべき人々のあたる限りの救済
- ③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

### 2. 救済措置の方針

- 政府は、救済措置の方針を策定・公表〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕
- 政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める〔療養費(国・県負担)〕

### 3. 解決に向けた取組

- ①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、  
③紛争の解決、④新規認定等の終了

⇒ 救済を受けるべき方々を  
あたる限りすべて救済

### 4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

### 5. その他の取組

- 地域振興 ●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等 ●調査研究

## 取り組みの概要

14,900百万円(14,874百万円)  
支出予定先:地方公共団体  
(補助率 8/10・1/2)

### 1. 水俣病被害者の救済のための措置

- ①医療事業対象者に対して医療費等を支給
- ②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
- ③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施 など

### 2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

(補助率 8/10)

- ①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
- ②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
- ③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承 など

### 3. その他

- ①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施 (補助率 1/2)
- ②チッソ(株)に対する支援 など (補助率 4/5)

水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。

# 「環境首都水俣」創造事業

支出予定先: 地方公共団体

平成27年度要求313百万円 (253百万円) 【補助率 8/10】

水俣病発生地域では、1956年の水俣病公式確認以来半世紀以上にわたり、地域社会にもたらされた不幸な亀裂等により疲弊し、経済情勢も悪化した。水俣病問題の解決のためには、地域の再生・融和、振興・雇用確保に関する取組の加速化が不可欠。

ごみの高度分別など長年の環境と「もやい直し」(絆の修復)の取組の蓄積を生かし、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」(水俣病特措法救済措置の方針:平成22年4月閣議決定)を実施し、地域再生を牽引する強い地域経済構造の実現に向けた先行事例を目指す。

## 環境価値の向上による経済基盤の強化

地域の環境資源を活用し、環境価値を向上させることによる振興策

- 環境大学院構想、市民協働の再エネ事業、環境ブランドの向上 など

## 心豊かな公共空間の構築

低炭素型都市構造に資する、水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点・空間を環境負荷の低減しつつ整備

- 駅前広場、温泉街 など

環境を軸に地域の経済循環の改善を目指す

## 低炭素型観光の推進

観光地を結ぶ公共交通の利用促進、沿線の観光施設整備等によって、交流人口の増加を図りつつ低炭素型の観光を推進する。

- 観光列車・バスの導入、低炭素観光商品の開発等

水銀に関する水俣条約外交会議における「MOYAIイニシアティブ」を踏まえ、水俣発の環境再生・地域活性化モデルを発信

